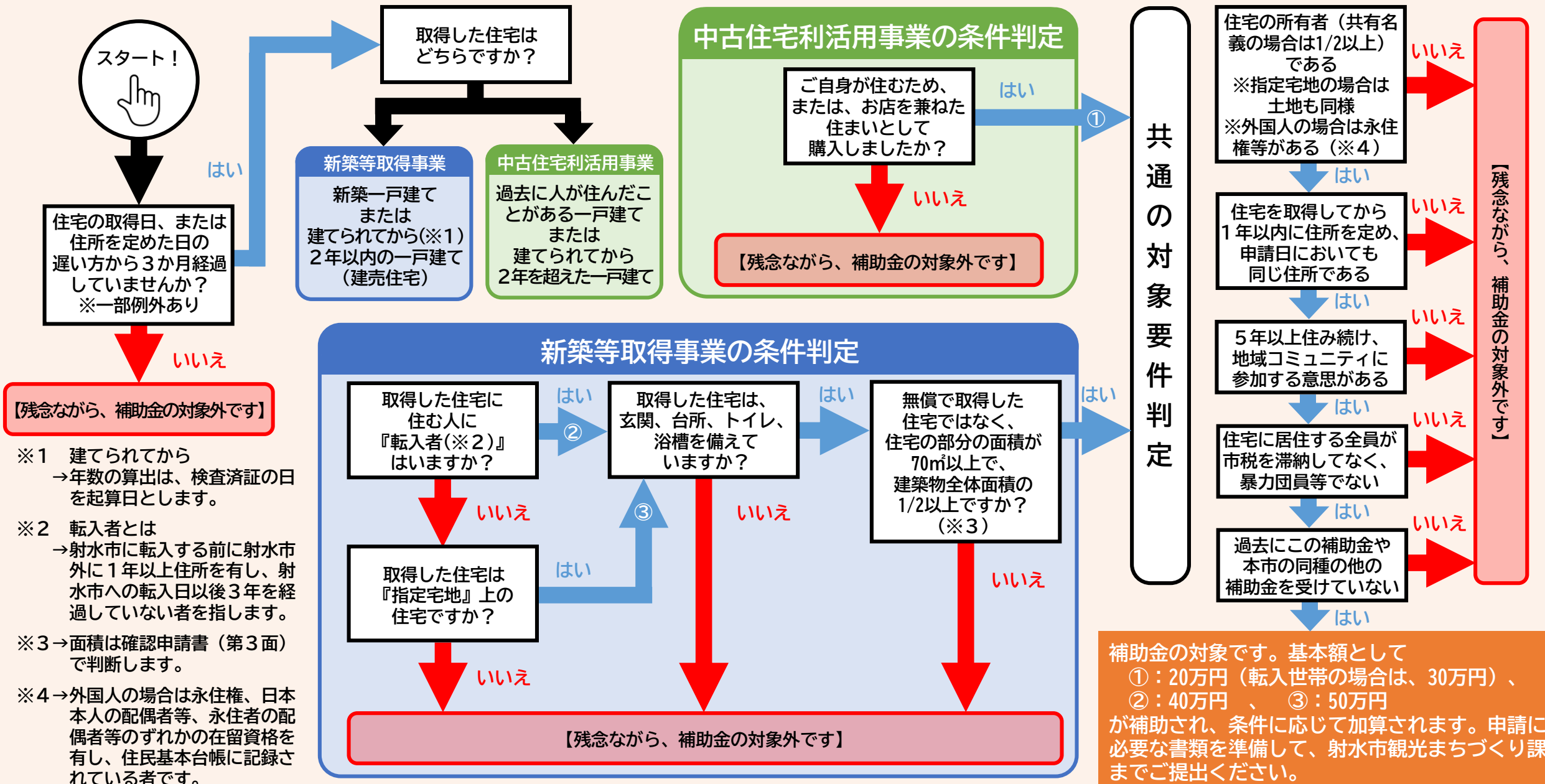


いみず住まいづくり支援補助金 対象判定フローチャート



【残念ながら、補助金の対象外です】

- ※1 建てられてから
→年数の算出は、検査済証の日を起算日とします。
- ※2 転入者とは
→射水市に転入する前に射水市外に1年以上住所を有し、射水市への転入日以後3年を経過していない者を指します。
- ※3 →面積は確認申請書(第3面)で判断します。
- ※4 →外国人の場合は永住権、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等のいずれかの在留資格を有し、住民基本台帳に記録されている者です。

【残念ながら、補助金の対象外です】

補助金の対象です。基本額として
 ①：20万円(転入世帯の場合は、30万円)、
 ②：40万円、③：50万円
 が補助され、条件に応じて加算されます。申請に必要な書類を準備して、射水市観光まちづくり課までご提出ください。

【残念ながら、補助金の対象外です】